## <感染症の出席停止基準>

	感染症名	出席停止基準
1	インフルエンザ	解熱した後3日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消滅するまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
4	ウイルス性肝炎	主要症状消退するまで
5	おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	耳下腺の腫れが消失するまで
6	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
7	水ぼうそう(水痘)	全ての発疹がかさぶたになるまで
8	プール熱(咽頭結膜熱)	主要症状消退した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎	治癒するまで
10	急性出血性結膜炎	治癒するまで
11	ヘルパンギーナ(なつかぜ)	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
12	手足口病	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
13	りんご病	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
14	溶蓮菌感染症	有効治療を始めてから2~3日たってから
15	マイコプラズマ肺炎	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないと認めるまで
16	突発性発疹	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないとみとめるまで
17	ヘルペス性歯肉口内炎	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないとみとめるまで
18	コロナウィルス	発症後5日かつ、軽快後丸1日を経過するまで

## 《登園届は保育園でお渡し致します》

- ※保育士が症状等の確認、把握をさせていただいたうえでお渡しとなります。
- ※その他感染症に関しても、医師の判断で登園停止となります。医師の診断で登園して差

し支えないと認めるまでは登園を停止してください。





